

(2) 特定施設一覧表(振動)

施設名		振動規制法 (施行令第1条別表第1)		静岡県生活環境の保全等に関する条例 (施行規則第39条別表第14)	
		項 番号		項 番号	
金属加工機械	液圧プレス (矯正プレスを除く。)	1-イ	すべてのもの	1(1)	すべてのもの
	機械プレス	1-ロ	すべてのもの	1(2)	すべてのもの
	せん断機	1-ハ	原動機の定格出力が1キロワット以上のものに限る。	1(3)	原動機の定格出力が1キロワット以上のものに限る。
	鍛造機	1-ニ	すべてのもの	1(4)	すべてのもの
	ワイヤーフォーミングマシン	1-ホ	原動機の定格出力が37.5キロワット以上のものに限る。	1(5)	原動機の定格出力が37.5キロワット以上のものに限る。
圧縮機		2	原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。	2	原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。
土石用又は鉱物用破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機		3	原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。	3	原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。
織機		4	原動機を用いるものに限る。	4	原動機を用いるものに限る。
コンクリートブロックマシーン		5	原動機の定格出力の合計が2.95キロワット以上のものに限る。	5(1)	原動機の定格出力の合計が2.95キロワット以上のものに限る。
コンクリート管製造機械		5	原動機の定格出力の合計が10キロワット以上のものに限る。	5(2)	原動機の定格出力の合計が10キロワット以上のものに限る。
コンクリート柱製造機械		5	原動機の定格出力の合計が10キロワット以上のものに限る。	5(3)	原動機の定格出力の合計が10キロワット以上のものに限る。
木材加工機械	ドラムパーカー	6-イ	すべてのもの	6(2)	すべてのもの
	チップパー	6-ロ	原動機の定格出力が2.2キロワット以上のものに限る。	6(3)	原動機の定格出力が2.2キロワット以上のものに限る。
印刷機械		7	原動機の定格出力が2.2キロワット以上のものに限る。	7	原動機の定格出力が2.2キロワット以上のものに限る。
ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機 (カレンダーロール機以外のものに限る。)		8	原動機の定格出力が30キロワット以上のものに限る。	8	原動機の定格出力が30キロワット以上のものに限る。
合成樹脂用射出成型機		9	すべてのもの	9	すべてのもの
鋳造型機		10	ジョルト式のものに限る。	10	ジョルト式のものに限る。